

秋田県賃上げ緊急支援事業に係る支援金支給要綱

(通則)

第1条 秋田県賃上げ緊急支援事業に係る支援金（以下「支援金」）の支給については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、中小企業者等が最低賃金改定に対応し、労働者への賃上げを適切に実施するため、事業者の賃上げの財源不足といった課題を克服する支援金を支給することを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 秋田県知事（以下「知事」という。）は、支援金に関する事務を処理するため、秋田県賃上げ緊急支援事業事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条において支払わなければならないこととされている賃金をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。
- (3) 「中小企業者の範囲で事業を営む者」とは、中小企業基本法第2条第1項において「会社」を「法人」と読み替えた場合に、同項各号のいずれかに該当する者とする。なお、資本金がない法人については、資本金は0円であるものとみなす。
- (4) 「個人事業主」とは、秋田県内税務署へ開業届を提出している者をいう。
- (5) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
 - イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ウ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (6) 「非正規雇用労働者」とは、前項に規定する者以外の者をいう。
- (7) 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第6項において定められたものをいう。
- (8) 「介護職員等処遇改善加算」とは、介護保険制度において介護職員の賃金改善に取り組む事業所に対して支給される介護報酬の加算をいう。

- (9) 「みなし大企業」とは、次に掲げるもののいずれかに該当する者をいう。
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本号アからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者等
 - オ 本号アからウの中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (10) 「常時使用する労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、次に掲げるもの全てに該当しない者をいう。
- ア 会社役員、個人事業主
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者
 - エ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(支援金支給対象事業者の要件)

第5条 支援金の支給の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等（宗教法人を除く。）、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の（ア）から（オ）に該当する者は除く。
 - (ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
 - (ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）
 - (エ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
 - (オ) みなし大企業
 - イ 県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

- ウ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
 - エ 秋田県税に未納がないこと。
 - オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
 - カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
 - キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
 - ク 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。
 - ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
 - コ 運営費の過半について、国又は地方公共団体からの補助や助成を受けていないこと。
- (2) 申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 秋田県内税務署へ開業届を提出していること。
 - イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業の範囲で事業を営む者であって、本条第1号ウからコの全てに該当すること。

(支援金支給要件)

第6条 支援金の支給の対象となる賃金の引き上げ及び雇用労働者並びにその他の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和7年8月25日から令和8年3月31日までの間に、1時間当たりの賃金額が1,000円以下の労働者の賃金を1,031円以上に引き上げること。
- (2) 賃金を引き上げる労働者は、原則、申請時点において、県内事業所に勤務する正規及び非正規の雇用労働者（国の令和7年度又は令和8年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた労働者又は受ける見込みのある労働者を除く。）であること。ただし、週所定労働時間が20時間以上であること。また、当該労働者の賃金の引き上げについて、支援金支給後1年間、国や県による他の補助金や助成金の交付を受けない、又は介護職員等処遇改善加算を充てないこと。
- (3) 申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が1,031円以上であること。
- (4) 引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

(支給額)

第7条 支給額は、次の各号に掲げる金額に前条第1号、第2号及び第4号に規定する要

件を満たす労働者数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1事業所当たりの上限額は50万円とする。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| (1) 週所定労働時間が30時間以上の正規雇用労働者1人当たり | 5万円 |
| (2) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の正規雇用労働者1人当たり | 3万円 |
| (3) 非正規雇用労働者1人当たり | 3万円 |

(支給申請等の手続)

第8条 支援金の支給を受けようとする事業者は、秋田県貸上げ緊急支援金申請書兼請求書(以下「申請書」という。)を令和8年1月5日から令和8年9月30日までに事務局に提出するものとする。

2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支給対象労働者一覧
- (2) 支給対象労働者に係る労働条件変更通知書の写し
- (3) 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- (4) 口座振替依頼書又は口座振替依頼書兼委任状
- (5) 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- (6) 法人の場合は、履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
- (7) 個人事業主の場合は、直近の確定申告書(「青色申告」又は「白色申告」)の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給)

第9条 事務局は、提出を受けた書類を審査し、申請者が支給要件を満たす支給対象者に該当する場合、その旨を審査結果通知書により申請者に通知し、申請者が指定した口座に支援金を振り込むものとする。

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて、その支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。)により支援金の支給を受けたとき
- (3) 第5条の要件を満たさないことが判明したとき

(4) 第6条の要件を満たさないことが判明したとき

(帳簿の備付等)

第11条 支援金の支給を受けた事業者は、事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第12条 知事は、支援金の支給に関して、必要があると認めるときは、事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

2 事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(支援金に関する事務の委託)

第13条 知事は、支援金に関する事務を指定公金取扱者に委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。